

アジア地域における音楽著作権の集中管理

著作権分科会国際小委員会

2013年11月15日
JASRAC総務本部 渡辺聡



国際的管理の仕組み

演奏権相互管理契約 (Reciprocal Representation Agreement for Performing Rights)

■ 対象となる利用

演奏会、演奏会以外の催し物、カラオケボックス、社交場、映画上映、放送、有線放送、インタラクティブ配信(演奏権部分)など

■ 演奏権相互管理契約の原則

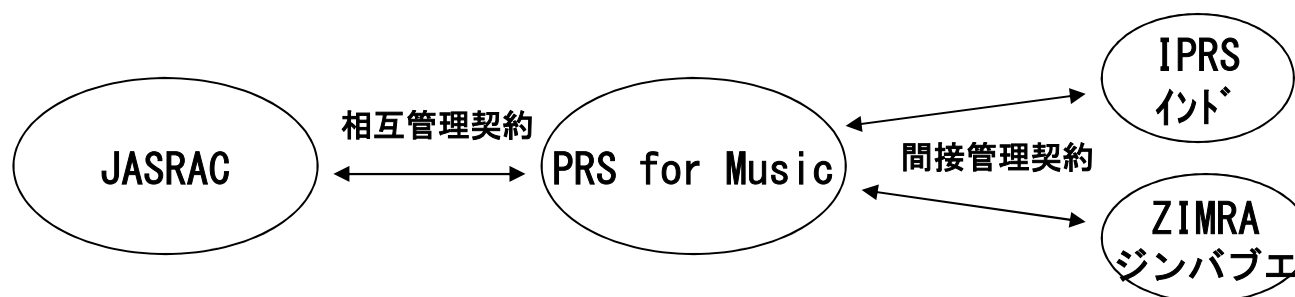
契約団体の管理地域(Territory)で行われる演奏を相互に管理する。

■ 契約団体数(片務契約を含む) 108団体

直接契約 90団体 例) PRS for Music

間接契約 18団体 例) IPRS、ZIMRA、MCSN

91ヶ国 4地域 (仏領ニューカレドニア、香港、台湾、マカオ)



録音権相互管理契約 (Reciprocal Representation Agreement for Mechanical Reproduction Rights)

■ 対象となる利用

CD、テープ、オルゴール、ビデオ、業務用通信カラオケ、インタラクティブ配信(録音権部分)など

■ 録音権相互管理契約の原則

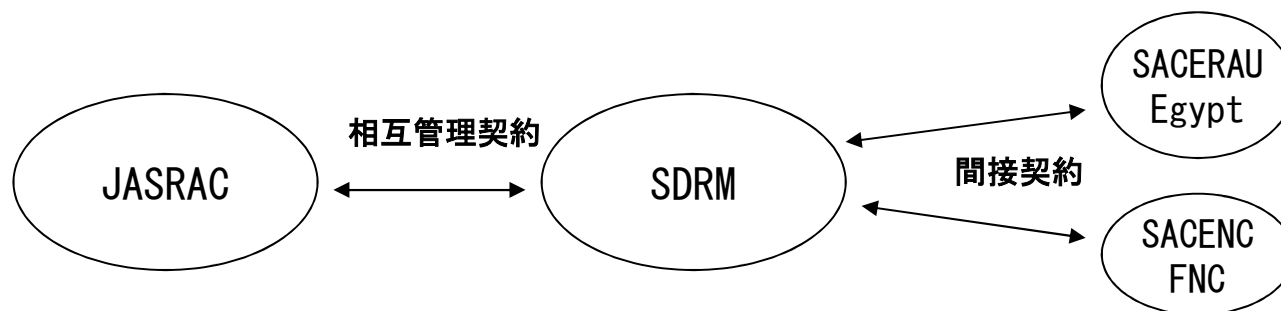
契約団体の管理地域で複製され頒布される録音・録画物を相互に管理する。

■ 契約団体数(片務契約を含む):82団体

直接契約 63団体 例) SDRM

間接契約 19団体 例) SACERAU, SACENC, BSDA

68か国3地域(仏領ニューカレドニア、香港、台湾)



貸与権相互管理契約

(Reciprocal Representation Agreement for Lending Rights)

■ 対象となる利用

CDレンタル等

■ 貸与権相互管理契約

※録音権相互管理契約で「録音物の頒布 (distribution)」について相互に権利付与しており、これに基づき貸与権契約を交わしている。

「各団体の管理地域で行われる録音物の貸与を相互に管理する。」

→但し、海外にはCDレンタル店は存在しないので、JASRACがCD貸与使用料を徴収し、外国作品録音権権利者分を外国団体へ分配するのみ。

■ 契約団体数

※録音権契約団体数とほぼ同じ。

インタラクティブ配信に関する相互管理

■ 対象となる利用

インターネットにおける音楽利用(PCおよび携帯サービス)

■ はたらく権利

演奏権および録音権

■ 外国作品の許諾

演奏権および録音権の相互管理契約に基づき、相互に相手団体のレパトリーを団体の管理地域ごとに許諾している。

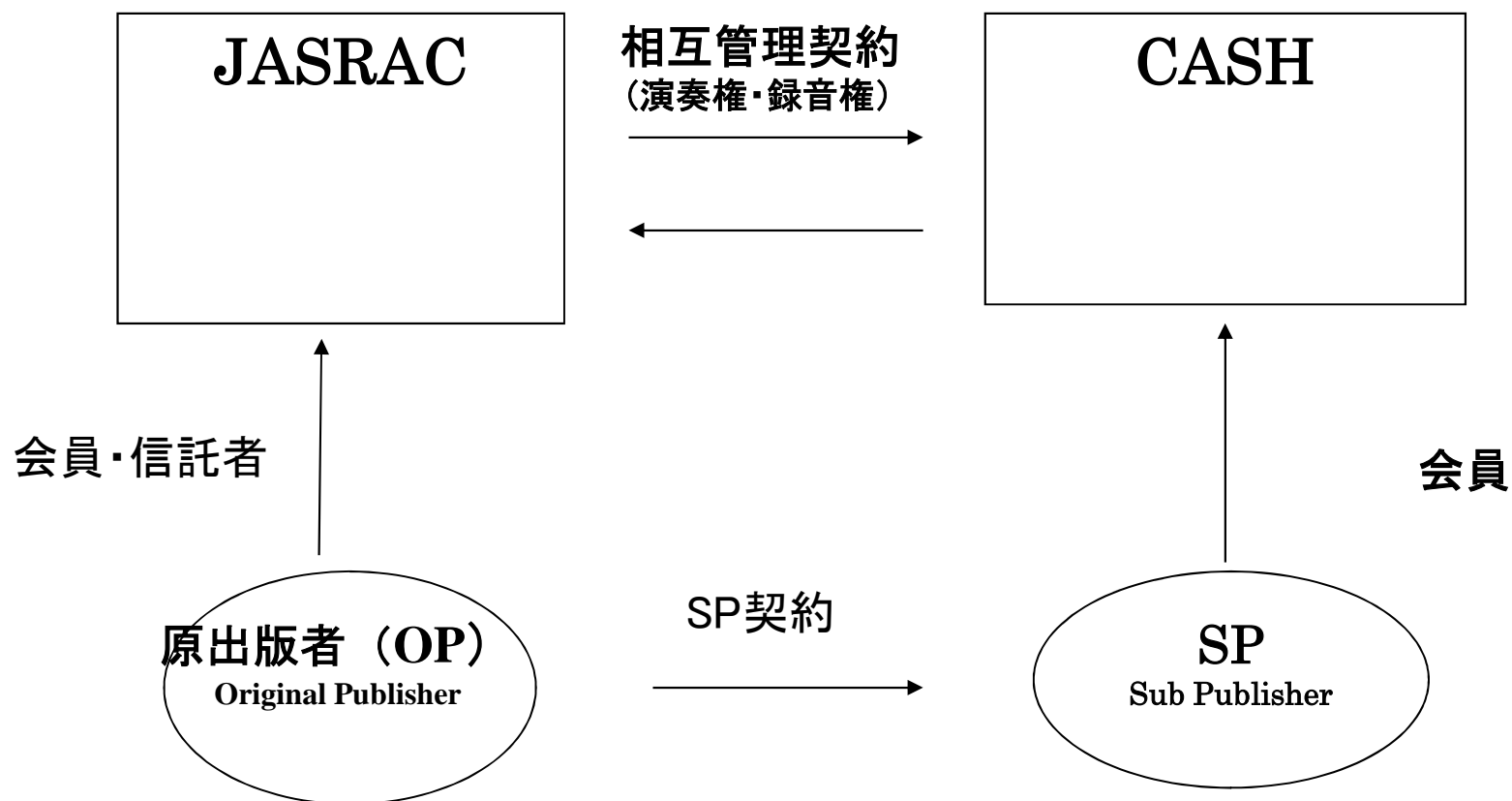
(1) 国内向け配信（大半のケース）

演奏権、録音権の相互管理契約を結んでいる外国レパトリーについてJASRACが許諾する。

(2) 海外向け配信

配信事業者の意向に応じて、配信先国の契約団体と協議の上、いずれかの団体が許諾する。

音楽出版契約を通じた管理 例) 香港



アジアにおける集中管理

相互管理契約 締結の条件

1. 国内著作権法整備
2. 国際条約への加盟
ベルヌ条約
万国著作権条約
WTO TRIPs協定
3. 集中管理団体 (Collective Management Organization) の管理体制

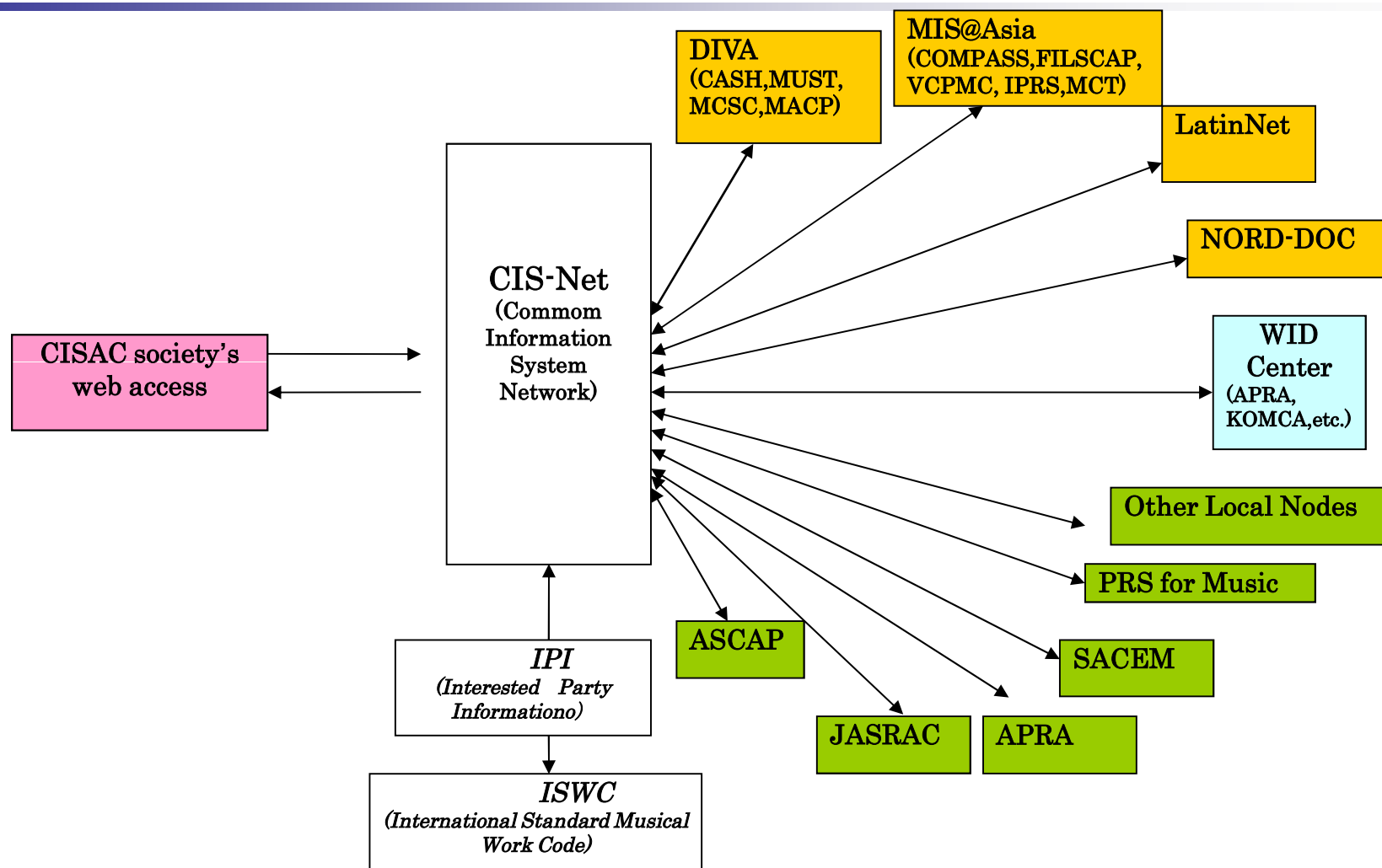
アジア太平洋地域の音楽著作権団体の概況(1)

国名(加盟条約)	人口 / 1人当りGDP	契約団体 (契約の別) ※人口1人当り徴収額	現状と課題
オーストラリア (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	2200万人 / 660万円	APRA/AMCOS (演,録) ※1000円	競争・消費者委員会から独占的管理業務について4年間の更新許可を得たところ。大手出版社の意向を受けてオンライン配信のアジア太平洋地域許諾を提案している。
韓国 (ベルヌ、WTO,WCT,WPPT)	5000万人 / 230万円	KOMCA (演,録) ※190円	映画上映、店舗BGMなど管理対象を拡大している。韓国文化体育観光部が管理事業者複数化へ向けて事業者を募集中。
香港 (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	710万人 / 360万円	CASH (演,録) ※390円	アジアの中で早くから管理体制が整い、JASRACに対する送金額も最も多い。アジア地域作品データベースのひとつDIVAを運営している。
中国 (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	13億人 / 54万円	MCSC (演,録) ※1.2円	放送局許諾数が増え曲目報告入手に力を入れるなど徐々に管理体制を改善している。著作権法改正第3次草案が2014年全人代へ上程される予定。
シンガポール (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	540万人 / 520万円	COMPASS (演,録) ※300円	社会インフラが整備され著作権管理体制も整っている。海賊版問題もほとんどない。アジア地域作品データベースのひとつMIS@Asiaを運営している。
マレーシア(ベルヌ、WTO,WCT,WPPT)	2900万人 / 98万円	MACP (演,録) ※47円	MACPは効率的な著作権管理を行っており、お手本になっている。2012年著作権法改正で管理団体が許可制に移行。
台湾 (WTO)	2300万人 / 200万円	MUST (演,録) ※35円	台湾は中国圏の音楽ビジネスのトレンドセッターと言われる。MUSTも徴収額を伸ばしているが、台湾知財局の規制により使用料規程の見直しが求められている。
インド(ベルヌ,WTO)	12億人 / 15万円	IPRS (演) ※0.5円	市場規模に比して管理体制が遅れている。放送使用料をめぐり著作権者に不利な判決が出されるなど課題がある。

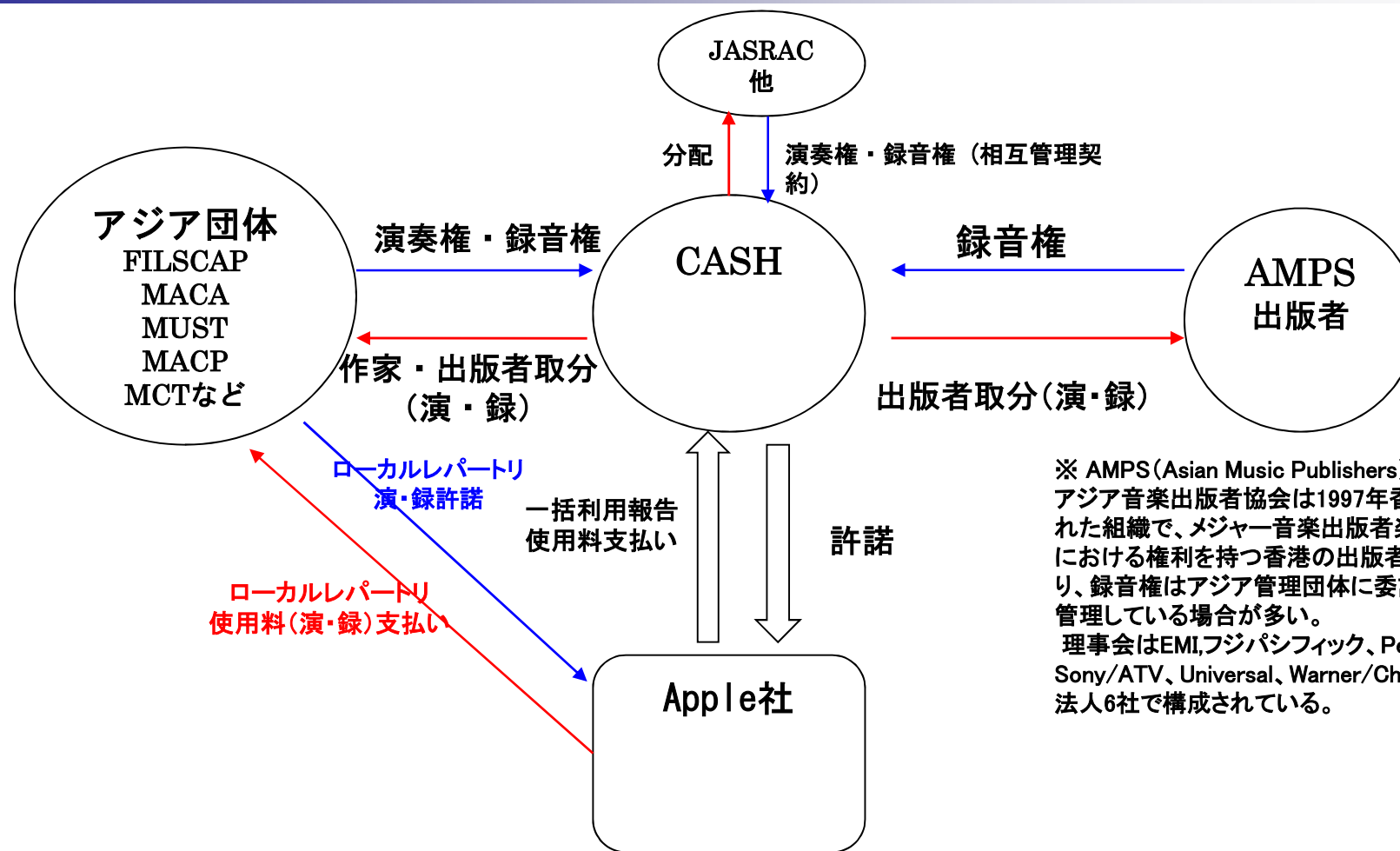
アジア太平洋地域の音楽著作権団体の概況(2)

国名(加盟条約)	人口/1人当りGDP	契約団体(契約の別) ※人口1人当り徴収額	現状と課題
ベトナム (ベルヌ,WTO)	8900万人 / 15万円	VCPMC (演,録) ※2.6円	2013年に設立10年となった。徴収額が増え管理団体として急成長している。ライブ演奏主催者、高級ホテルの不払いの課題あり。
フィリピン(ベルヌ、WTO,WCT,WPPT)	9400万人 / 23万円	FILSCAP (演) ※2.1円	FILSCAPは1965年に設立され管理の歴史は長いが管理体制の整備は遅い。一般演奏、放送が主な徴収源である。
インドネシア (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	2億4000万人 / 35万円	WAMI (演) ※0.12円	KCIが外国団体と契約して管理していたが経費率が高過ぎてほとんど分配せず、2012年CISACから除名された。現在新設WAMIが管理を開始している。
タイ (ベルヌ,WTO)	6500万人 / 53万円	MCT (演) ※2円	管理団体が多数あり2大レコード会社が著作権を保有して自己管理しMCTの管理は制約されてきた。政府は管理団体も半数に整理するなど知財保護に意欲的である。
マカオ (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	58万人 / 700万円	MACA (演) ※43円	2009年に設立され、コンサートやイベントから使用料徴収しているが、放送局やカジノが契約に応じていない。
モンゴル (ベルヌ,WTO,WCT,WPPT)	280万人 / 36万円	MOSCAP (演,録) ※10円	2011年に音楽著作権管理団体を10団体から1団体へ統合。事務局は1人だが、カラオケ店や配信事業者(リングバックトーン)から徴収している。
ネパール (ベルヌ,WTO)	2600万人 / 7万円	MRCSN (演) ※不明	MRCSNは2007年に設立。事務局長の交代が続くなど管理はあまり進展していない。
ブルネイ (ベルヌ,WTO)	39万人 / 410万円	BeAT (演契約予定) ※不明	BeATは2010年に設立。専従の事務局職員がおらず進展していない。

CIS Net: Common Information Search Network



iTunes Asiaの許諾（日本を除くアジア諸国向けサービス）



※ AMPS (Asian Music Publishers):
アジア音楽出版者協会は1997年香港に設立された組織で、メジャー音楽出版者楽曲のアジアにおける権利を持つ香港の出版者が参加しており、録音権はアジア管理団体に委託せず自己管理している場合が多い。
理事会はEMI、フジパシフィック、Peer Music、Sony/ATV、Universal、Warner/Chappellの香港法人6社で構成されている。

外国入金

外国入金 (2012年度実績)

○外国入金 外国団体からJASRACへ送金された額

演奏権 3億2700万円

録音権 1億3000万円 合計4億5700万円(JASRAC総徴収額の0.4%)

☆ 入金総額に占めるアジア地域団体の金額の割合 = 19.77%

☆ 国際賞 (外国入金が最も多かった作品)

「NARUTO -ナルト-疾風伝BGM」

※1位～10位はすべてアニメーションに使われた作品

2位 「ドラゴンボールZ」BGM

3位 ポケットモンスター BGM

4位 「出撃！マシンロボレスキュー」BGM

5位 バーバパパ世界をまわる BGM

6位 うっかりペネロペ BGM

7位 爆転シュートベイブレード BGM

8位 「ふたりはプリキュア splash☆star」BGM

9位 BLEACH BGM

10位 ソニックX BGM

外国からの入金上位10カ国（演奏+録音合計）

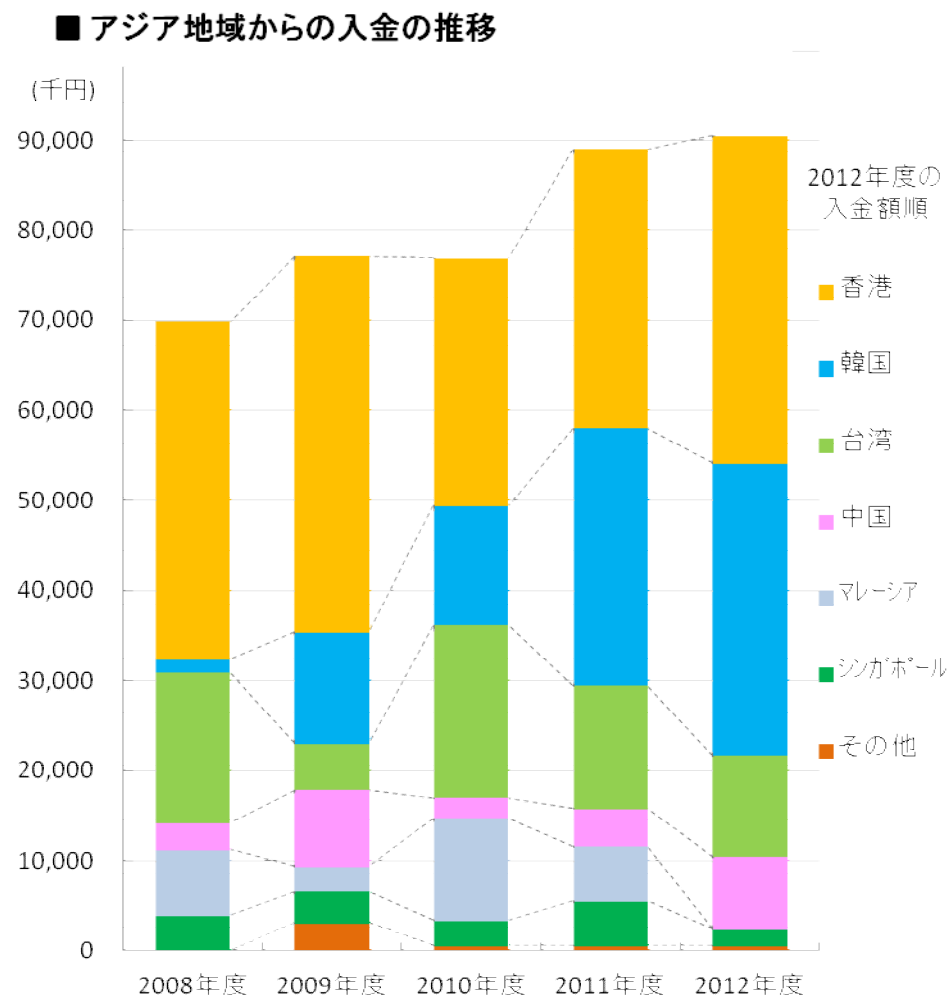
2012年度（4億5700万円）

1. フランス(SACEM/SDRM/SACD)
2. イタリア(SIAE)
3. ドイツ(GEMA)
4. 香港(CASH)
5. 韓国(KOMCA)
6. アメリカ(ASCAP, BMI, SESAC,
H.Fox)
7. イギリス(PRS/MCPS)
8. オーストラリア(APRA/AMCOS)
9. 台湾(MUST)
10. オランダ(BUMA/STEMRA)

2011年度(4億8500万円)

1. フランス(SACEM/SDRM/SACD)
2. イタリア(SIAE)
3. ドイツ(GEMA)
4. 香港(CASH)
5. 韓国(KOMCA)
6. アメリカ(ASCAP, BMI, SESAC,
H.Fox)
7. イギリス(PRS/MCPS)
8. スペイン(SGAE)
9. 台湾(MUST)
10. デンマーク(KODA, NCB)

アジア地域の管理団体からの使用料入金



国際組織

CISAC : 著作権協会国際連合 (Confederation Internationale des Societes d'Auteurs et Compositeurs)

組織構成/会議(120カ国227著作権団体が加盟、約300万人の権利者を代表)

○会長Jean Michel Jarre、副会長4人、CISAC広報大使(CISAC Ambassadors)

○世界著作権サミット 2年に1度開催。メディア・一般聴衆にも公開。

○総会(General Assembly) 毎年開催。最高議決機関。

○理事会(Board of Directors) 20名の理事(団体)で構成。年3回開催。

○地域委員会(Regional Committee)

- ・アフリカ委員会

- ・アジア太平洋委員会

- ・アメリカ・カナダ委員会

- ・ヨーロッパ委員会

- ・ラテンアメリカ・カリビアン委員会

○CIS(Common Information System)監督委員会 年2回開催。

○実務委員会(Technical Committee) 年1回開催。

- ・分配実務委員会

- ・放送実務委員会

- ・文芸実務委員会

CISACアジア・太平洋委員会を中心とした活動

○ CISACアジア太平洋委員会 (CISAC Asia Pacific Committee)

- 目的は創作者の経済的、法律のおよび精神上的の利益の尊重を促進すること。構成団体間で管理実務全般に関する情報交換をしたり、集中管理団体がない地域には団体設立のための支援を行い、地域での適正な著作権保護・管理を図っている。
- アジア太平洋地域の著作権団体が出席して年2回開催。ヨーロッパ、北米団体から一部オブザーバー参加もある。
- 報告・討議事項
 - 各国レポート: 著作権法の変更、許諾徴収状況、その他の問題点
 - 支援(シンポジウム開催、研修、財政等): インドネシア、インド、ブルネイ、タイ等
- 現在、アジア太平洋地域でのオンライン配信サービスに対する効率的許諾体制について検討している。

アジア地域における著作権管理の課題

- ✓ 集中管理団体のない地域：法整備→集中管理団体設立の働きかけ
ex) ミャンマー、カンボジア、ラオス
- ✓ 集中管理団体のある地域：管理能力の引き上げ
(個別課題)
- ✓ 著作権団体への録音権委任
- ✓ 使用料分配データ収集
- ✓ 海賊版対策(パッケージ、インターネット)
- ✓ オンライン配信地域一括許諾

<http://www.jasrac.or.jp>